

本研究の目的

高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校）1,230校を対象に行った日本学生支援機構の調査によれば、障害学生数は、視覚障害577名、聴覚・言語障害1,355名、肢体不自由2,068名、病弱・虚弱703名、発達障害178名、その他444名で、合計は5,404名（大学4,896名、短期大学374名、高等専門学校134名）と報告されている（「平成19年度大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援に関する実態調査」）。また、大学入試センター試験の特別措置状況についての公開データによれば、平成18年度に特別措置が許可された受験者数は、視覚障害43名、聴覚障害282名、肢体不自由146名、病弱38名、その他（神経症等）286名で、合計は1,557名と報告されている（「独立行政法人大学入試センター第1期中期目標期間業務実績報告書 平成13年度～平成17年度」）。

高等教育機関で学ぶ障害のある学生にとって、障害のない学生と比較したときに、彼らに必要とされる過大な努力をできる限り低減し、継続的な学習への参加を保障する「合理的配慮（reasonable accommodation）」は必要不可欠なものである。しかしながら、日常的な学習場面（e.g., 授業や実習など）はもちろん、常に競争にさらされる学習結果の評価場面（e.g., 試験）において、こうした配慮がない場合、障害によっては学習に全く参加することができなくなる。しかしながら、それらの配慮では、パソコン等を含めた支援技術の利用、時間延長措置など、通常の試験を受験できる多数派の学生とは大きく異なる受験方法を採用ことになる。試験による選抜の性格が強い我が国の大学入試では、異なる受験方法に不公平であるとする批判が集まりやすいのではないかと、という斟酌のためか、どこまでを「合理的」として利用可能と認可するかが、高等教育機関にとって難しい問題となる。

大学入試は、大学ごとの理念に基づいて、入学を許可する学生を選抜するための試験である。障害者の差別禁止に関する強制力のある法律のない我が国においては、その際にどのような配慮を障害学生に対して用意するかしないか、またはどの程度まで配慮を認めるかの決定は、各大学が独自の裁量によって判断を下す必要がある。また入試に関わる委員会を構成する委員は、通常、大学の教職員によって構成されるため、障害支援に関する実践的な知識はもちろん、障害者の社会参加や障害者の日常生活についてのイメージにも触れた経験のない者が多数派となる。

そのため、大学入試への参加についても、障害のある受験生が、大学へや障害についての説明や交渉によって自分自身の障害から来るニーズに合わせた配慮を求めていく必要がある。そのため障害学生自身とその周囲の側が、受験実施者との交渉能力を持つておかなければならず、また場合によっては、どこまでを措置として申請するのかを考える上で、また受験実施側からスムーズな配慮の認可を得るために、他の障害学生への配慮について、先行する事例の知識や、配慮が認可されるに至った経験などの情報を収集しておく必要があるという現状がある。しかしながら、そのような事例についての情報はこれまで調べられておらず、当事者から直接話を聞く以外にない。この点について、大学ごとに、障害支援の支援部署が設立され、専門のスタッフによる支援を用意する事例も増えつつあるため、大学側のサービスとして積極的な配慮を提案する事例もあるが、そのような専門の部署を持つ大学は未だ限られている。さらに、社会的に十分に知られていない障害（高次脳機能障害や発達障害など）については、大学入試の場面における支援の方法についても体系化されておらず、こうした状況から生まれる問題が顕著となる。

以上のような現状を受け、本研究では、様々な障害のある学生が、大学入試に向けて合理的配慮を求めていく上で、実際にどのような申請を行い、その中でどのような経験をしたかについて、障害学生本人およびその周囲の関係者に対して、インタビューを行った。その結果に基づき、今後どのような改善が必要か、大学入試の合理的配慮である特別措置の妥当性と、その申請過程に望まれるシステム構成について検討する。